兵庫県公報

平成25年9月6日 金曜日 第3号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

次

(兵庫県民の旗=県旗)

告示

目

兵庫県告示第1122号の2

景観の形成等に関する条例施行規則(昭和60年兵庫県規則第48号。以下「規則」という。)第22条の10の規定による破損等面積割合の算定方法を次のとおり定め、平成25年10月1日から施行する。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

破損等面積割合の算定方法

破損等面積割合は、次の式により算定するものとする。

$$r = \frac{S b}{S a}$$

この式において、r、Sb及びSaは、それぞれ次の数値を表すものとする。

r :破損等面積割合

Sb: Saのうち、破損又は腐食が生じている部分に係る面積

Sa: 建築物等その他の物件の外観に係る部分(道路その他の公共の場所(規則第22条の9第1号イ 又は第2号の区域として知事が定める道路、鉄道等及びその周辺の区域にあっては、当該道路、 鉄道等)から容易に展望できない部分を除く。)の見付面積の合計

備考 見付面積とは、次の表の左欄に掲げる建築物等その他の物件の平面形状(当該物件を真上から 見たときの概形をいう。)の区分に応じ、当該物件の外観に係る部分をそれぞれ同表の右欄に掲げ る方向に投影したときの鉛直面積をいう。

平面形状の区分	投影方向
1 平面形状の輪郭線に直線を有するもの	輪郭線のうち最も長い直線の方向 [図1ア] 及びこれに直 交する線の方向 [図1イ]
2 1以外のもの	当該物件の敷地が道路と接する部分(複数の道路と接する場合は最も幅員の大きい道路と接する部分)のうちその端部を結んだ直線の方向[図2ア]及びこれに直交する線の方向[図2イ]

